奈良地方裁判所 平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件 原告 日本放送協会 被告 宮内 正厳

弁論再開、合議体による公正かつ充実した審理を求める請願署名 奈良地方裁判所 御中

【請願趣旨】

速やかに本件の弁論を再開し、本件に予断と偏見を抱いていることが 明らかな森川さつき裁判官を担当から外して、3人の裁判官による合議体 での公正で充実した審理を求めます。

【請願の経緯と理由】

放送受信料請求事件の第2回口頭弁論が、平成28年5月13日奈良地方裁判所101号法 廷にて行われました。双方が準備書面を陳述後、被告代理人弁護士が準備書面の要旨を口頭 で陳述しました。この段階で、森川裁判官は事前の予告などを一切することなく、当日(5 月13日)をもって弁論を終結して判決言い渡し日を指定しようとしました。

即座に、被告代理人が「被告側はまだ主張立証を予定している、原告準備書面への反論を 準備している」として、弁論の続行を求めたにもかかわらず、森川裁判官は被告代理人の意 見を聞き入れませんでした。そのため被告代理人は、やむを得ず口頭で森川裁判官の忌避申 し立てをし、5月16日「裁判官忌避申立書」を奈良地裁に提出しました。

しかるに、奈良地裁は5月24日「忌避申立てを却下する」との決定をしました。

通常の訴訟では、当事者の主張について、双方に反論の機会を十分に保障し、審議を尽くした上で弁論を終結し、判決がなされるものです。今回の場合、被告の「放送受信契約は有償双務契約であり、原告が放送法に違反した放送を継続している限り受信料支払いを拒む事ができる」という主張と、原告 NHK の「受信料は『特殊な負担金』であり、受信料支払拒否はできない」という主張が出されたばかりで、これらの主張を噛み合わせる審議は行われていません。受信料は「特殊な負担金」との原告の主張に対して、被告に反論の機会を与えることなく、弁論を終結するという強権的な訴訟指揮は、国民の裁判を受ける権利を保障した憲法32条に照らし、絶対に認められるものではありません。

速やかに弁論を再開し、本件に予断と偏見を抱いていることが明らかな森川さつき裁判官を担当から外すことが必要です。事案の重要性に照らし、3人の裁判官で構成する合議体において、公正でかつ充実した審理を求めます

以上の経緯と理由から、憲法16条に基づいて請願します。

氏 名	住	所